

児童クラブの傷害保険(留守家庭児童団体傷害保険)のご案内

留守家庭児童団体傷害保険は、児童会館・ミニ児童会館を運営している公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会が契約者となり、児童クラブの登録児童を加入対象者とする団体契約です。

内容について

■保険金をお支払いする主な場合

被保険者(加入者)が施設(児童クラブ)の管理下にある間に、活動中の児童会館・ミニ児童会館内において、もしくは児童会館・ミニ児童会館の職員の指導のもとに館外で活動中に急激かつ偶然な外来事故によってその身体に被ったケガ等に対して保険金を支払います。また、学校・自宅と児童クラブの往復途上も対象となります。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

■保険金をお支払いできない主な場合

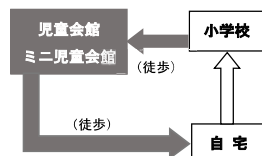
- 児童の故意・自殺
 - 地震・噴火・津波による傷害
 - 習い事等による中抜け中の事故
 - 熱中症
 - 繰り返しの動作等による炎症
(疲労骨折・野球肘・腓骨筋腱炎、腸脛靭帯炎、靴摩れ等) など
- (注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

<基本的な補償範囲と適用例>

○基本的な補償範囲

黒ぬり部分が補償範囲

※ 学校休業日は自宅から児童会館・ミニ児童会館までの経路上も補償範囲となります。



○適用例

- ・児童会館の体育室でボール遊びをしている途中、ボールをとりそこね突き指し、通院した。
- ・小学校から児童会館に来館する途中に、つまずいて転び骨折し、通院した。
- ・児童会館から帰宅中に、交通事故にあい、入院した。

保険金額とお支払いする保険金

補償内容	保険金額	お支払いする保険金
通院 (1日につき)	2,000円	通院保険金 急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日から、その日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
入院 (1日につき)	3,000円	入院保険金 急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
後遺障害	最高 2,234,000円	後遺障害保険金 急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
死亡	2,234,000円	死亡保険金 急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

その他

■保険期間

2023年4月1日午前7時～2024年3月31日午後9時（1年間）

■保険料振替払込請求書兼受領書取り扱い

この保険は、児童会館・ミニ児童会館を運営している公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会を契約者とする団体契約ですので個人に配布する証券はございません。そのため、実費負担していただいた保険料の振替払込請求書兼受領書は大切に保管してください。

■事故発生時

事故が発生した場合は、児童会館・ミニ児童会館を通して契約保険会社に報告します。
児童クラブの活動中の事故は、児童会館の職員がその場で対応できますが、退館などで児童会館が把握できなかった場合には、恐れ入りますが速やかに児童会館の職員に報告してください。

■個人情報の取り扱い

保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

※このチラシは留守家庭児童団体傷害保険の概要を説明したものです。

ご不明な点があれば下記取扱代理店へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目 生涯学習総合センター「ちえりあ」内
Tel 011-671-4121

<取扱代理店>

株式会社安田合同保険事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西8丁目2-24 桂和大通ビル302F
Tel 011-280-9898 Fax 011-280-9899
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

〒060-8552 札幌市中央区北1条西6丁目2 損保ジャパン札幌ビル2F
Tel 011-281-8100
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

承認番号：SJ22-13939

作成日：2023/1/17